

仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付実施要領

(平成18年10月20日都市整備局住環境部長決裁)

1 趣旨

この要領は、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（平成18年10月20日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所有者等

要綱第1条に規定する所有者等とは、次に掲げる者とする。

(1) 所有者

(2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体又は管理者

3 地震によって倒壊した場合において、補助対象道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

要綱第4条第2号に規定する場合において、補助対象道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物は、いずれかの部分の高さ（建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類するもの及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類するものを含むものとする。）が、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

(1) 12メートル以下の場合 6メートル

(2) 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

4 国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者

要綱第5条第2号に規定する国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者として別に定める者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

5 大規模な事業者

要綱第5条第2号に規定する大規模な事業者として別に定める者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号に掲げる者以外の会社（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を含む。）及び個人とする。

6 必要な書類等

1 要綱第8条第1号に規定する書類は、次の書類とする。

(1) 委任者がいる場合は、委任状

(2) 次のいずれかの書類

① 固定資産課税台帳（家屋）

② 固定資産税課税台帳登録事項証明（家屋）

③ 納税通知書（家屋）（写）

④ 登記事項証明書（建物）

（３）所有者が法人の場合は、法人登記事項証明書

（４）区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合規約及び当該申請に係る集会（総会）議事録

※議事録には、以下の事項を記載すること。

① 組合員総数と議決権総数

② 出席組合員数とその議決権数

③ 当該申請に係る議案の賛成組合員数と議決権数

２ 要綱第８条第２号に規定する書類は、次の書類とする。

（１）位置図（縮尺、方位、調査地の位置）

（２）配置図（敷地境界線からの建物の離れ、及び道路幅員を明記したもの）

（３）平面図（寸法、縮尺、面積、調査箇所を明記したもの）

（４）立面図又は断面図（要綱第４条１項第２号の要件を満たすことが確認できるもの）

（５）現況写真（建物外観及び調査部分の状況が判断できるもの。）

（６）構造図

３ 要綱第８条第３号に規定する耐震診断仕様書には、次の事項を記載すること。

（１）調査項目とその実施方法（構造部材照合、外観目視調査、不同沈下測定、材料調査等）

（２）耐震診断基準（基準とする診断方法と使用する診断プログラム等）

（３）診断工程表（現地調査期間、診断報告書作成期間等が分かるもの）

７ 様式

要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別記様式
第８条	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書	第１号
第９条第１項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書	第２号
第９条第３項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金不交付通知書	第３号
第１０条	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請取下届出書	第４号
第１１条第１項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業変更等承認申請書	第５号
第１１条第３項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業変更等承認通知書	第６号
第１２条	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了報告書	第７号
第１３条	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書	第８号
第１４条第１項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付請求書	第９号
第１５条第２項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書	第１０号
第１６条第３項	仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還命令書	第１１号

附 則

この要領は、平成１８年１１月１日から実施する。

附 則（平成２５年４月２２日改正）

この改正は平成２５年４月２３日から実施する。

附 則（平成２８年３月２８日改正）

この改正は平成２８年４月１日から実施する。

附 則（平成３１年４月２４日改正）

この改正は令和元年５月１日から実施する。

附 則（令和２年５月２８日改正）

この改正は令和２年６月１日から実施する。

附 則（令和３年３月２５日改正）

この改正は令和３年４月１日から実施する。

附 則（令和７年３月３１日改正）

この改正は令和７年４月１日から実施する。